

※この法令は廃止されています。

平成十五年国土交通省令第十五号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十五条の二第一項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づく特定建築物に係る届出に関する省令を次のように制定する。

(第一種特定建築物に係る届出)

第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「法」という。)第七十五条第一項前段の規定により届出をしようとする第一種特定建築主等は、同項各号に掲げる行為の着手の予定の日(平成十五年四月一日)から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行の日から二十一日を経過するまでの間にエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項各号に掲げる行為(同項第一号に掲げる行為については、住宅に係るものに限り)の着手を予定している特定建築主等については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令(平成十五年四月一日)から施行する。
(施行期日)
第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

一 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置の内容を表示した各階平面図及び断面図
二 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置の内容を表示した機器表(昇降機にあつては仕様書)、系統図及び各階平面図
2 第一種特定建築主等は、前項の届出書に記載された事項を変更したときは、速やかに、別記第二号様式による変更届出書正副二通を所管行政庁に提出しなければならない。
3 二以上の建築物に設ける空気調和設備等が同一の熱供給施設(熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第四項に規定する熱供給施設をいう)、蓄熱槽その他これらに類する施設から熱の供給を受ける場合においては、当該二以上の建築物の第一種特定建築主等は、第一項の届出書を共同して提出することができる。

(第二種特定建築物に係る届出)
第二条 法第七十五条の二第一項前段の規定により届出をしようとする第二種特定建築主は、同項に規定する行為の着手の予定の日(平成十五年四月一日)前までに(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条に規定する特定建築行為をしようとする場合において、当該特定建築行為に係る建築物が同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の前日までに建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知がされたものであるときは、当該施行の前日までに)、別記第一号様式による届出書正副二通に、それぞれ前条第一項各号に掲げる書類及び図面を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。
2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、これらの規定中「第一種特定建築主等」とあるのは、「第二種特定建築主」と読み替えるものとする。

(定期報告)
第三条 法第七十五条第五項又は法第七十五条の二第三項の規定により報告をしようとする者は、当該建築物について法第七十五条第一項前段又は法第七十五条の二第一項前段の規定により最初に届出した日の属する年度の末日から起算して三年ごとに区分した各期間ごとに、当該各期間の最終年度内に、別記第三号様式による報告書正副二通を所管行政庁に提出しなければならない。
附 則 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

(届出に関する経過措置)
第二条 この省令の施行の日から二十一日を経過するまでの間に特定建築物の工事の着手を予定している特定建築主についての本則第一項の規定の適用については、同項中「特定建築物の工事の着手の予定の日(平成十五年四月一日)前までに」とあるのは、「この省令の施行後速やかに」とする。
附 則 (平成一八年三月二七日国土交通省令第一五号)
(施行期日)
第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行の日から二十一日を経過するまでの間にエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項各号に掲げる行為(同項第一号に掲げる行為については、住宅に係るものに限り)の着手を予定している特定建築主等については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令(平成十八年四月一日)から施行する。
(施行期日)
第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。
附 則 (平成二二年七月二〇日国土交通省令第四七号)
(施行期日)
第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行の日から二十一日を経過するまでの間にエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条の二第一項に規定する行為の着手を予定している第二種特定建築主についてのこの省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令(平成二十二年七月二〇日)から施行する。
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)
第二条 建築物の新築又は改築に係る届出省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書並びに第三条の報告書並びに機関省令第五条の報告書の様式については、この省令による改正後の届出省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書並びに機関省令第五条の報告書の様式にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。
第三条 建築物の増築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修に係る届出省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書並びに第三条の報告書並びに機関省令第五条の報告書の様式については、この省令による改正後の届出省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書並びに機関省令第五条の報告書の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
附 則 (平成二五年九月三〇日国土交通省令第八四号)

(届出に関する経過措置)
第二条 この省令の施行の日から二十一日を経過するまでの間に特定建築物の工事の着手を予定している特定建築主についての本則第一項の規定の適用については、同項中「特定建築物の工事の着手の予定の日(平成十五年四月一日)前までに」とあるのは、「この省令の施行後速やかに」とする。
附 則 (平成一八年三月二七日国土交通省令第一五号)
(施行期日)
第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行の日から二十一日を経過するまでの間にエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項各号に掲げる行為(同項第一号に掲げる行為については、住宅に係るものに限り)の着手を予定している特定建築主等については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令(平成十八年四月一日)から施行する。
(施行期日)
第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。
附 則 (平成二二年七月二〇日国土交通省令第四七号)
(施行期日)
第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行の日から二十一日を経過するまでの間にエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条の二第一項に規定する行為の着手を予定している第二種特定建築主についてのこの省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令(平成二十二年七月二〇日)から施行する。
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)
第二条 建築物の新築又は改築に係る届出省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書並びに第三条の報告書並びに機関省令第五条の報告書の様式については、この省令による改正後の届出省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書並びに機関省令第五条の報告書の様式にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。
第三条 建築物の増築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修に係る届出省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書並びに第三条の報告書並びに機関省令第五条の報告書の様式については、この省令による改正後の届出省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書並びに機関省令第五条の報告書の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
附 則 (平成二五年九月三〇日国土交通省令第八四号)

(届出に関する経過措置)
第二条 この省令の施行の日から二十一日を経過するまでの間に特定建築物の工事の着手を予定している特定建築主についての本則第一項の規定の適用については、同項中「特定建築物の工事の着手の予定の日(平成十五年四月一日)前までに」とあるのは、「この省令の施行後速やかに」とする。
附 則 (平成一八年三月二七日国土交通省令第一五号)
(施行期日)
第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行の日から二十一日を経過するまでの間にエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項各号に掲げる行為(同項第一号に掲げる行為については、住宅に係るものに限り)の着手を予定している特定建築主等については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令(平成十八年四月一日)から施行する。
(施行期日)
第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。
附 則 (平成二二年七月二〇日国土交通省令第四七号)
(施行期日)
第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行の日から二十一日を経過するまでの間にエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条の二第一項に規定する行為の着手を予定している第二種特定建築主についてのこの省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令(平成二十二年七月二〇日)から施行する。
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)
第二条 建築物の新築又は改築に係る届出省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書並びに第三条の報告書並びに機関省令第五条の報告書の様式については、この省令による改正後の届出省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書並びに機関省令第五条の報告書の様式にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。
第三条 建築物の増築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修に係る届出省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書並びに第三条の報告書並びに機関省令第五条の報告書の様式については、この省令による改正後の届出省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書並びに機関省令第五条の報告書の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
附 則 (平成二五年九月三〇日国土交通省令第八四号)

**（施行期日）**  
**第一条** この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

**（経過措置）**

**第二条** 住宅の用途に供する建築物の新築、改築、増築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書の様式については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第一号様式にかかわらず、当分の間、次の様式によることができる。

**第三条** 住宅の用途に供する建築物の新築又は改築に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書の様式については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第一号様式にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

**第四条** 住宅以外の用途に供する建築物の新築、改築、増築、修繕若しくは模様替に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書の様式については、この省令第二条による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第一号様式にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

**附則様式**

**（附則第二条関係）（A4）**

附則様式（附則第二条関係）（A4）

届出書

（第一面）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第75条第1項前段又は法第75条の2第1項前段の規定による届出をします。この届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。

所管行政庁 様

平成 年 月 日

届出者氏名 印

【届出の別】  
 第一種特定建築物（法第75条第1項前段の規定による届出）  
 第二種特定建築物（法第75条の2第1項前段の規定による届出）

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

## (第二面)

## 第一種特定建築主等又は第二種特定建築主の概要

## 【1. 第一種特定建築主等又は第二種特定建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

## 【2. 代理者】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

## 【3. 設計者】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

## 【4. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称】

【ハ. 用途】

【ニ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造 木造その他 ( )

【ホ. 階数】 地上 階 地下 階

【ヘ. 床面積の合計】 ( 届出部分 ) ( 届出以外の部分 ) ( 合計 )

( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )

## 【5. 工事着手予定年月日】平成 年 月 日

## 【6. 工事完了予定年月日】平成 年 月 日

## 【7. 備考】

## (第三面)

## 省エネルギー措置の概要

【1. 工事種別】 新築 増築 改築直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替空調和設備等の設置 空調和設備等の改修【2. 届出をする部分】 直接外気に接する屋根、壁又は床 空調和設備空調和設備以外の機械換気設備 照明設備給湯設備

## 【3. 該当する地域区分】 ( 地域 )

## 【4. 住戸に係る事項】

(1) 住戸の番号 ( )

(2) 住戸の存する階 ( 階 )

(3) 専用部分の床面積 ( m<sup>2</sup> )

## (4) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法充填断熱工法 外張り断熱工法 内張り断熱工法【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ) (mm)熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K) ) 熱抵抗値 ( (m<sup>2</sup>・K)/W )

2) 壁

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法充填断熱工法 外張り断熱工法 内張り断熱工法【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ) (mm)熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K) ) 熱抵抗値 ( (m<sup>2</sup>・K)/W )

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法充填断熱工法 外張り断熱工法 内張り断熱工法【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ) (mm)熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K) ) 熱抵抗値 ( (m<sup>2</sup>・K)/W )

(ロ) その他の部分

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法充填断熱工法 外張り断熱工法 内張り断熱工法【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ) (mm)熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K) ) 熱抵抗値 ( (m<sup>2</sup>・K)/W )

4) 土間床等の外周

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ) (mm)熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K) ) 熱抵抗値 ( (m<sup>2</sup>・K)/W )

(ロ) その他の部分

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法充填断熱工法 外張り断熱工法 内張り断熱工法【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ) (mm)熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K) ) 熱抵抗値 ( (m<sup>2</sup>・K)/W )

5) 開口部

【開口部比率】 ( )

【断熱性能】 建具等の種類 (建具の材質・構造) ( )熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K) ) (ガラスの種類) ( )【日射遮蔽性能】 ガラスの日射取得率 (日射取得率) ( )開口部付属部材 (南±25度に設置するもの) ( )

	(上記以外の方位に設置するもの)	
□	ひさし、軒等	
(5)	空調調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置	
1)	住戸の形状に係る措置	
	外皮等面積の合計を床面積の合計で除した数値( )	基準値( )
2)	住戸の設備に係る措置	
【暖房】	暖房設備 ( )	
	効率 ( )	
【冷房】	冷房設備 ( )	
	効率 ( )	
【換気】	換気設備 ( )	
	効率 ( )	
【照明】	省エネルギー措置の概要 ( )	
【給湯】	給湯設備 ( )	
	効率 ( )	
<hr/>		
(5)	共同住宅等における共用部に係る措置	
	基準一次エネルギー消費量 ( GJ/年)	
	設計一次エネルギー消費量 ( GJ/年)	

## 【6. 備考】

(注意)

- (1) 届出書類
  - ① 第一面、第二面及び第三面を提出してください。
- (2) 各面共通関係
  - ① 数字は算用数字を用いてください。
- (3) 第一面関係
  - ① 届出者の氏名の記入を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
  - ② 届出の別は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
  - ③ ※印のある欄は記入しないでください。
- (4) 第二面関係
  - ① 第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又は工事施工者がそれぞれ2者以上の場合は、第二面は代表となる第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又は工事施工者について記入し、別紙に他の第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又は工事施工者について記入して添えてください。
  - ② 1欄は、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
  - ③ 2欄は、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主からの委任を受けて届出をする場合に記入してください。
  - ④ 4欄の「ハ」は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分に従い記入してください。
- ⑤ 4欄の「ニ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造を含む場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑥ 1欄から5欄までに書き表せない事項で特に記入すべき事項は、6欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。
- (5) 第三面
  - ① 1欄及び2欄は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
  - ② 3欄は、省エネルギー基準（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第73条第1項に基づき、国土交通大臣が定める判断の基準となるべき事項をいいます。）において定めるところにより、該当する地域区分を記入してください。
  - ③ 4欄及び5欄は、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅又は住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物の住戸の部分に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、届出に係る住戸の数が2以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
  - ④ 4欄の（1）から（3）の欄は、対象住戸が共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅又は住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物の住戸の場合に記入してください。
  - ⑤ 4欄の（4）の1）から3）までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、附則様式のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
  - ⑥ 4欄の（4）の1）から4）までにおける「断熱性能」は、「断熱材の種類及び厚さ」、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。「断熱材の種類及び厚さ」については、当該部位に使用している断熱材の材料名及び厚さを記入してください。
  - ⑦ 4欄の（4）の3）及び4）における（イ）及び（ロ）の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
  - ⑧ 4欄の（4）の5）の「開口部比率」とは、開口部の面積の合計を外皮等面積の合計で除した値をいいます。
  - ⑨ 4欄の（4）の5）は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。
  - ⑩ 4欄の（4）の5）の「断熱性能」は、「建具等の種類」又は「熱貫流率」の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、必要な事項を記入してください。
  - ⑪ 4欄の（4）の5）の「日射遮蔽性能」は、「ガラスの日射熱取得率」、「開口部付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、必要な事項を記入してください。
  - ⑫ 4欄の（5）の2）の「暖房」、「冷房」、「換気」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器とその効率を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消

費電力で除した値を、「換気」では換気回数及び比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値として省エネルギー基準において定めるものをいう。以下同じ。）（熱交換換気設備を採用する場合には、比消費電力を有効換気量率で除した値）を、「給湯」では熱源機の熱効率をそれぞれ記載してください。

- ③ 5欄の「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」は、共同住宅等の共用部における「空調設備」、「機械換気設備」、「照明設備」、「給湯設備」及び「昇降機」におけるそれぞれの値の合計値を記入してください。
- ④ 1欄から5欄までに書き表せない事項で特に記入すべき事項は、6欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

附 則（平成二十六年一月二七日国土交通省令第三号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十八年一月三〇日国土交通省令第八〇号）

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から施行する。

第一号様式（第一条又は第二条関係）（A4）

届出書

（第一面）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第75条第1項前段又は法第75条の2第1項前段の規定による届出をします。この届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。

所管行政庁 様

平成 年 月 日

届出者氏名 印

## 【届出の別】

- 第一種特定建築物（法第75条第1項前段の規定による届出）  
 第二種特定建築物（法第75条の2第1項前段の規定による届出）

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

（第二面）

第一種特定建築主等又は第二種特定建築主の概要

## 【1. 第一種特定建築主等又は第二種特定建築主】

- 【イ. 氏名のフリガナ】  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 郵便番号】  
【ニ. 住所】  
【ホ. 電話番号】

## 【2. 代理人】

- 【イ. 氏名】  
【ロ. 勤務先】  
【ハ. 郵便番号】  
【ニ. 所在地】  
【ホ. 電話番号】

## 【3. 設計者】

- 【イ. 氏名】  
【ロ. 勤務先】  
【ハ. 郵便番号】  
【ニ. 所在地】  
【ホ. 電話番号】

## 【4. 建築物及びその敷地の概要】

- 【イ. 所在地】  
【ロ. 名称】  
【ハ. 用途】  
【ニ. 構造】  鉄筋コンクリート造  鉄骨鉄筋コンクリート造  鉄骨造  木造  
 その他（ ）  
【ホ. 階数】 地上（ ）階 地下（ ）階  
（ 届出部分 m<sup>2</sup> ） （ 届出以外の部分 m<sup>2</sup> ） （ 合計 m<sup>2</sup> ）

【イ. 床面積の合計】（ 届出部分 m<sup>2</sup> ）（ 届出以外の部分 m<sup>2</sup> ）（ 合計 m<sup>2</sup> ）

【5. 工事着手予定年月日】平成 年 月 日

【6. 工事完了予定年月日】平成 年 月 日

【7. 備考】

(第三面)

## 省エネルギー措置の概要

- 【1. 工事種別】新築 増築 改築  
直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替  
空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修
- 【2. 届出をする部分】直接外気に接する屋根、壁又は床 空気調和設備  
空気調和設備以外の機械換気設備 照明設備  
給湯設備 昇降機
- 【3. 用途区分】住宅 事務所等 ホテル等 病院等 物品販売業を営む店舗等  
学校等 飲食店等 集会所等 工場等
- 【4. 該当する地域区分】( ) 地域
- 【5. 建築物全体に係る事項】  
(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置  
1) 一戸建ての住宅  
外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率  
(外皮平均熱貫流率  $W/(m^2 \cdot K)$ )  
(冷房期の平均日射熱取得率 )  
特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果 ( )  
2) 住宅以外の用途に供する建築物  
年間熱負荷係数 (  $MJ/(m^2 \cdot \text{年})$  ) (基準値  $MJ/(m^2 \cdot \text{年})$ )  
特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果 ( )  
基準対象外  
(2) 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置  
1) 一次エネルギー消費量  
基準一次エネルギー消費量 (  $GJ/\text{年}$  )  
設計一次エネルギー消費量 (  $GJ/\text{年}$  )  
特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果 ( )  
2) エネルギー利用効率化設備の有無  
有 無
- 【6. 住戸に係る事項】  
(1) 住戸の番号 ( )  
(2) 住戸の存する階 ( ) 階  
(3) 専用部分の床面積 (  $m^2$  )  
(4) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置  
外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率  
(外皮平均熱貫流率  $W/(m^2 \cdot K)$ )  
(冷房期の平均日射熱取得率 )  
特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果 ( )  
(5) 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置  
1) 一次エネルギー消費量  
基準一次エネルギー消費量 (  $GJ/\text{年}$  )  
設計一次エネルギー消費量 (  $GJ/\text{年}$  )  
特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果 ( )  
2) エネルギー利用効率化設備の有無  
有 無
- 【7. 備考】

(注意)

1. 届出書類  
第一面、第二面及び第三面を提出してください。  
住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物の届出において、住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 300  $m^2$  未満の場合、住宅以外の用途に供する部分を、住宅の用途に供するものとして取り扱うこととします。ただし、住宅以外の用途に供する部分について、第三面の 5 欄の (1) の記入については、住宅以外の用途に供するものとして取り扱うことができるとし、5 欄の (2) の記入については、住宅以外の用途に供するものとして取り扱うこととします。
2. 各面共通関係  
数字は算用数字を用いてください。
3. 第一面関係  
① 届出者の氏名の記入を自署で行う場合は、押印を省略することができます。  
② 届出の別は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。  
③ ※印のある欄は記入しないでください。
4. 第二面関係  
① 第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又は工事施工者がそれぞれ 2 者以上の場合は、第二面は代表となる第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又は工事施工者について記入し、別紙に他の第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又は工事施工者について記入して添えてください。  
② 1 欄は、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第 3 条又は第 65 条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。  
③ 2 欄は、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主からの委任を受けて届出をする場合に記入してください。  
④ 4 欄の「ハ」は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）別紙の表の用途の区分に従って記入してください。  
⑤ 4 欄の「ニ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造を含む場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。  
⑥ ここに書き表せない事項で特に記入すべき事項は、7 欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。
5. 第三面関係  
① 1 欄及び 2 欄は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。  
② 3 欄は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築物の用途区分は、次のとおりとします。  
(1) 「住宅」とは、一戸建て住宅、連続住宅、重ね建住宅、共同住宅その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。  
(2) 「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。  
(3) 「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれら

- に類するものをいいます。
- (4) 「病院等」とは、病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
- (5) 「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
- (6) 「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
- (7) 「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
- (8) 「集会所等」とは、公会堂、集会場、図書館、博物館、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ばちこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
- (9) 「工場等」とは、工場、畜舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
- ③ 4欄は、省エネルギー基準（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第73条第1項に基づき、国土交通大臣が定める判断の基準となるべき事項をいいます。以下同じ。）において定めるところにより、該当する地域区分を記入してください。
- ④ 5欄の(1)は、「一戸建ての住宅」の場合、「外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「レ」マークを入れた上で記入してください。「外皮平均熱貫流率」とは、建築物の内外の温度差1度当たりの総熱損失量（換気による熱損失を除く。）を外皮等（外気等（住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根）、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。）面積で除した値、また、「冷房期の平均日射熱取得率」とは、冷房期において建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値として省エネルギー基準において定めるものをいいます。
- 「住宅以外の用途に供する建築物」の場合、「年間熱負荷係数」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「レ」マークを入れた上で記入してください。「年間熱負荷係数」とは、屋内周囲空間の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値として省エネルギー基準において定めるものをいいます。省エネルギー基準において定める「基準値」と併せて記入してください。「基準値」とは、年間熱負荷係数について基準とすべき値として省エネルギー基準において定めるものをいいます。工場等の用途に供する建築物の場合は、「基準対象外」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、省エネルギー基準の適用に当たって使用した計算表は、別紙に記入して添えてください。
- ⑤ 5欄の(2)は、「一次エネルギー消費量」については「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「レ」マークを入れた上で記入してください。「エネルギー利用効率化設備の有無」については、届出時にエネルギー利用効率化設備による一次エネルギー消費量の削減量を設計一次エネルギー消費量の計算において算入している場合には「有」に、算入していない場合には「無」に、「レ」マークを入れてください。

一消費量の計算において算入している場合には「有」に、算入していない場合には「無」に「レ」マークを入れてください。また、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところにより、これらについては、小数点第二位以下は切り上げた値を記載してください。なお、省エネルギー基準の適用に当たって使用した計算表は、別紙に記入して添えてください。

- (1) 基準一次エネルギー消費量 建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）として、省エネルギー基準において定めるものをいう。
- (2) 設計一次エネルギー消費量 建築物における実際の設計仕様の条件を基準とした一次エネルギー消費量として、省エネルギー基準において定めるものをいう。
- ⑥ 6欄は、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅又は住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物の住戸の部分に係る措置について、住戸ごとに記入して下さい。なお、届出に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
- この欄に用いる用語の定義は、注意5の④及び⑤のとおりとします。
- (4) については、「外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「レ」マークを入れた上で記入してください。
- (5) については、「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「レ」マークを入れた上で記入してください。「エネルギー利用効率化設備の有無」については、届出時にエネルギー利用効率化設備による一次エネルギー消費量の削減量を設計一次エネルギー消費量の計算において算入している場合には「有」に、算入していない場合には「無」に「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 1欄から6欄までに書き表せない事項で特に記入すべき事項は、7欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

## 第二号様式（第一条又は第二条関係）（A4）

## 変更届出書

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第75条第1項後段又は法第75条の2第1項後段の規定による変更の届出をします。この変更届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。

所管行政庁 様

平成 年 月 日

届出者氏名 印

## 【変更の届出の別】

第一種特定建築物（法第75条第1項後段の規定による届出）

第二種特定建築物（法第75条の2第1項後段の規定による届出）

## 【変更の届出をする建築物の直前の届出】

【受付番号】 第 号

【届出日】 平成 年 月 日

【変更内容の概要】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

## (注意)

- ① 届出者の氏名の記入を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- ② 届出の別は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 数字は算用数字を用いください。
- ④ 記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑤ この変更届出書のほか、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置の内容を確認するために所管行政庁が必要と認める書類及び図面を提出してください。
- ⑥ ※印のある欄は記入しないでください。

## 第三号様式（第三条関係）（A4）

## 定期報告書

(第一面)

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第75条第5項又は法第75条の2第3項の規定による報告をします。この定期報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

所管行政庁 様

平成 年 月 日

報告者（所有者又は管理者）氏名 印

## 【定期報告の別】

第一種特定建築物（法第75条第5項の規定による報告）

第二種特定建築物（法第75条の2第3項の規定による報告）

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

報告者等の概要

【1. 報告者（所有者又は管理者）】

- 【イ、氏名のフリガナ】
- 【ロ、氏名】
- 【ハ、郵便番号】
- 【ニ、住所】
- 【ホ、電話番号】

【2. 代理者】

- 【イ、氏名】
- 【ロ、勤務先】
- 【ハ、郵便番号】
- 【ニ、所在地】
- 【ホ、電話番号】

【3. 調査者】

- 【イ、氏名】
- 【ロ、勤務先】
- 【ハ、郵便番号】
- 【ニ、所在地】
- 【ホ、電話番号】
- 【ヘ、調査した項目】

- 【イ、氏名】
- 【ロ、勤務先】
- 【ハ、郵便番号】
- 【ニ、所在地】
- 【ホ、電話番号】
- 【ヘ、調査した項目】

【4. 建築物及びその敷地の概要】

- 【イ、所在地】
- 【ロ、名称】
- 【ハ、用途】
- 【ニ、構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造 木造  
その他 ( )
- 【ホ、階数】 地上 ( ) 階 地下 ( ) 階 (届出以外の部分) ( 合計 )
- 【ヘ、床面積の合計】 ( ) m<sup>2</sup> ( ) m<sup>2</sup> ( ) m<sup>2</sup>

【5. 備考】

建築物の維持保全の状況等

【1. 届出及び報告の状況】

- 【イ、届出をした日】平成 年 月 日 (受付番号 )
- 【ロ、届出をした部分】 直接外気に接する屋根、壁又は床 空調用設備  
空気調和設備以外の機械換気設備 照明設備  
給湯設備 昇降機
- 【ハ、用途区分】 住宅 事務所等 ホテル等 病院等  
物品販売業を営む店舗等 学校等 飲食店等  
集会所等 工場等
- 【ニ、届出書の有無】 有 無
- 【ホ、報告をした日】平成 年 月 日 (受付番号 )
- 【ヘ、報告書の有無】 有 無
- 【ト、法第76条第2項の書面の交付】平成 年 月 日 (機関名 ) (調査番号 )

【2. 建築物の維持保全の状況】

【イ、省エネルギー措置の変更の有無】

	有 / 無	変更後の省エネルギー措置の概要
外壁、窓等	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
空気調和設備	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
空気調和設備以外の機械換気設備	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
照明設備	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
給湯設備	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
昇降機	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	

【ロ、省エネルギー性能の維持保全の状況】

定期検査項目	確認内容	適 / 不適
外壁、窓等	<input type="checkbox"/> 窓の配置 熱の損失が増大しないように採用した窓の配置等に変更がない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 外壁、窓等の保全 目視による外壁、窓等の破損がない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 窓の清掃等 ガラス等が清掃され、建具周りの気密材に破損がない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 日射遮蔽装置の保全 ひさし・屋外目よけの破損がない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> プラインド・カーテン等が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
空気調和設備	<input type="checkbox"/> 熱源機器の自動制御 熱源機器の自動制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 蓄熱空調システムにおける熱源機器の作動 蓄熱空調システムにおける熱源機器が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 冷温水の変流量制御 冷温水の変流量制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 空気調和機の変流量制御 空気調和機の変流量制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 予冷・予熱時外気シャットオフ制御 予冷・予熱時外気シャットオフ制御が正常に作動している (モーターダンパーの作動)	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 最小外気負荷制御 最小外気負荷制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> ヒートポンプ方式の空調機 フィルタースクリーニングが正常に行われている	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> フィルタースクリーニングが正常に行われていない、目詰まりもない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 冷凍管に液漏れがない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 吹き出し口から適切な風量がある	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 湿度調節ができる	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
空気調和設備以外の機械換気設備	<input type="checkbox"/> 送風機のフィルター フィルタースクリーニングが正常に行われている	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> ダンパーの作動 ダンパーが正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
空調設備	<input type="checkbox"/> 送風機の制御 送風機の停止(オン/オフ)制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>

照度設備	<input type="checkbox"/> 照度環境の維持	風量制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 制御の作動状況	光源(ランプ)・反射板・カバー等が定期的な清掃されている	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		カード、センサーによる制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		明るさ検知による自動点滅制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		適正照度制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		タイムスケジュール制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		昼光利用制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
給湯設備	<input type="checkbox"/> システムの省エネ性	安全装置（安全弁・過圧管）から常時蒸気が吹き出していない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 熱源機器の作動	給湯不要時に、熱源が切離している（夜間等の凍結防止時を除く）	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 熱源機器の断熱・保温	ボイラ本体外周部に高温部・変色部・熱による変形部がなく、及びボイラ本体から異臭・煙がない
	<input type="checkbox"/> 配管系統の保温	配管・バルブ・フランジ類の保温材に損傷・腐食・劣化（カビの付着等）がない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		配管・バルブ・フランジ類からの水漏れ及び保溫材の漏れがない（屋外配管は防水処理箇所の劣化がない）	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 配管系統の循環ポンプ	循環ポンプからの水漏れがない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		運転不要時に、循環ポンプが切離している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 貯湯槽の温度設定	給湯温度が正常に設定されている（給湯温度を必要以上に高温にしていない）	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 貯湯槽の断熱・保温	貯湯槽からの蒸気漏れ及び貯湯槽周りの保温材の漏れがない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 太陽熱システム	集熱器及び配管からの水漏れがない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
昇降機	<input type="checkbox"/> 昇降機設備の点検	巻上機の著しい機械的劣化及びオイル漏れ等がない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>

【ハ、エネルギー利用効率化設備に関する事項】

- (1) エネルギー利用効率化設備の有無  
有 無

(2) 変更の有無

有 / 無	変更内容
<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	

(3) 維持保全の状況

定期報告項目	確認内容	適/不適
<input type="checkbox"/> 機器の点検	機器の著しい汚れや破損等がない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 制御の作動状況	制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>

【3. 備考】

(注意)

- 各面共通関係  
 数字は算用数字を用いてください。
- 第一面関係
  - 報告者（所有者又は管理者）の氏名の記入を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
  - 定期報告の別名は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
  - ※印のある欄は記入しないでください。
- 第二面関係
  - 報告者（所有者又は管理者）が2人以上の場合は、第二面は代表となる報告者（所有者又は管理者）について記入し、別紙に他の報告者（所有者又は管理者）について必要な事項を記入して添えてください。
  - 1欄は、法第75条第1項前段又は法第75条の2第1項前段の規定による届出（法第75条第1項後段又は法第75条の2第1項後段の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「届出」といいます。）をした者（届出をした者と当該届出に係る建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者とし、当該建築物が譲り渡された場合にあっては譲り受けた者（譲り受けた者と当該建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者）とする。）について記入してください。
  - 1欄は、報告者（所有者又は管理者）が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、報告者（所有者又は管理者）がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
  - 2欄は、報告者（所有者又は管理者）からの委任を受けて報告をする者がいる場合に記入してください。
  - 3欄は、報告者（所有者又は管理者）からの委任を受けて建築物の維持保全の状況について調査を行う者がいる場合に記入してください。なお、調査を行う者が2人以上いる場合は、第三面2欄の口の表の定期報告項目に掲げる項目のうち、各調査者が調査した項目ごとに記入してください。記入欄が不足する場合は、別紙に記入して添えてください。
  - 4欄の「ニ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
  - ここに書き表せない事項で特記すべき事項は、5欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。
- 第三面関係
  - 1欄の「イ」は、届出をした年月日を記入してください。複数の届出をしていて、記入欄が不足する場合は、別紙に記入して添えてください。
  - 1欄の「ロ」及び「ハ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
  - 1欄の「ニ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
  - 1欄の「ホ」は、過去に法第75条第5項又は法第75条の2第3項の報告（以下単に「報告」といいます。）をした年月日のうち直近のものを記入してください。
  - 1欄の「ヘ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
  - 1欄の「ト」は、登録建築物調査機関が行う建築物調査を受けた場合に、法第76条第2項の書面が交付された日を記入するとともに、登録建築物調査機関の名称及び調査番号を記入してください。
  - 2欄の「イ」は、届出（過去に報告をしたことがある場合は直近のもの）以降に行った省エネルギー

- 一措置の変更の有無について、変更の「有」又は「無」の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、変更後の省エネルギー措置の概要及びその年月日を「変更後の省エネルギーの措置の概要」の欄にそれぞれ記入してください。記入欄が不足する場合は、別紙に記入して添えてください。なお、法第75条の2第3項の規定による報告を行う場合は、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置に関する事項を記入する必要はありません。
- ⑧ 2欄の「ロ」は、届出（過去に報告をしたことがある場合は直近のもの）以降の、届出に係る事項に関する当該建築物の維持保全の状況について記入してください。なお、法第75条の2第3項の規定による報告を行う場合は、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置に関する事項を記入する必要はありません。
- ⑨ 2欄の「ロ」の表の定期報告項目は、届出時に講じた省エネルギー措置に関し、該当する箇所のチェックボックスすべてに「レ」マークを入れてください。建材や機器等の清掃や補修等によって届出時の省エネルギー性能が適切に維持保全されているかを確認した結果について、それぞれ「適」又は「不適」の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「不適」の場合は、その概要を説明するため別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑩ 2欄の「ハ」(1)は、届出時にエネルギー効率化設備による一次エネルギー消費量を設計一次エネルギー消費量の計算において算入している場合には「有」に、算入していない場合には「無」に「レ」マークを入れてください。(2)は、届出（過去に報告をしたことがある場合は直近のもの）以降に行った当該エネルギー効率化設備の変更の有無について、変更の「有」又は「無」の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。(3)は、機器の清掃や補修等によって届出時のエネルギー効率化設備の性能が適切に維持保全されているかを確認した結果について、それぞれ「適」又は「不適」の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「不適」の場合は、その概要を説明するため別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑪ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、3欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。